

組織運営規程

(特)環境カウンセラー会ひょうご

(目的)

第1条 この規程は特定非営利活動法人環境カウンセラー会ひょうご 定款第38条に基づき、活動の円滑化を計るために、組織運営に関する事項を定める。

(組織)

第2条 本会の設立目的を具体化するために、理事会の下に次の組織を置く。

1. 常任理事会
2. 各委員会
3. 各部会

(構成)

第3条 前条各組織の構成員は、次の通りとする。

1. 常任理事会は、理事長、副理事長及び常務理事で構成する。
2. 各委員会は、委員長を理事長が原則として理事の中から、定款第20条13項に基づき委嘱し、副委員長以下の委員は、委員長が正会員の中から適任者を募って選任して委員会を構成する。委員長は委嘱を請けると同時に、常務理事に選任される。なお、常務理事は、他の役員と兼務することができる。
3. 各部会は、定款第22条に基づき、理事長が必要に応じて理事及び会員の適任者を指名又は委嘱し、その都度構成する。

(会議の運営)

第4条 各組織の会議運営は、定款第20条・第21条を援用する。但し、議事録については、議事録署名は不要とするが、活動記録を保存しておくために、写しを事務局へ提出する。

2. 各組織の会議は、全て会員に対して公開を原則とする。但し、会員のプライバシー等に配慮するために、会議の主宰者が必要であると判断をした場合には、非公開とすることができる。

(常任理事会)

第5条 常任理事会は、理事長が招集し、原則として月1回開催する。

2. 常任理事会は次の事項を議決する。

- (1) 理事会に付議すべき事項
- (2) 理事会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

3. 常任理事会の議事録については、第4条による他、全ての常任理事会構成員に電子メールにより議事録を配布することをもつて、確認を受けるものとする。また、事務局は確認後の議事録を全ての理事及び監事並びに会員に電子メール等により配布する。

4. 常任理事会構成員の常任理事会出席率は、7割以上を目途とする。

(委員会)

第6条 本会の活動を活発化するために、次の委員会を置く。

- (1) 業務委員会(会の行事、総会、会員の勧誘・獲得、会員の研修・交流・親睦等に関する事項)
 - (2) 経理委員会(会の長期的な財務計画、資産・資金管理、及び賛助会員に関する事項)
 - (3) 広報委員会(会の対外的な広報、PR、他団体との渉外、ホームページの作成管理等に関する事項)
 - (4) 企画・総務委員会(新規活動・事業の企画、補助事業等の申請・受託に関する事項、独自の調査・研究等に関する事項)
 - (5) 第1委員会(環境教育に関する事項)
 - (6) 第2委員会(地球温暖化防止等に関する事項)
 - (7) 第3委員会(循環型社会形成等に関する事項)
 - (8) 第4委員会(緑化推進等に関する事項)
 - (9) 第5委員会(化学物質等に関する事項)
 - (10) 第6委員会(エコアクション21企画に関する事項)
 - (11) 第7委員会(EA21地域事務局の運営はIGESの指導下にあるため助言のみ)
2. 各委員会の設置、廃止は、理事長の発議により常任理事会で議決し、理事会に報告する。
3. 委員長は委員会を主宰し、常任理事会に当該委員会の年度活動計画を作成提出し、説明して承認を受ける。また、活動状況を必要に応じて常任理事会に報告するとともに、年度末及び委員会活動終了時には、報告書を作成し、常任理事会に提出し報告する。なお、これらの書類は、記録保存のため写しを事務局にも提出する。
4. 委員長がやむを得ない理由により常任理事会に出席できないときは、副委員長又はこれに準じる者が代理出席することができる。
5. 正会員は、1つ以上の委員会に所属することが出来る。
6. 正会員は、所属する委員会に積極的に貢献しなければならない。

(改廃)

第9条 規程の改廃は、常任理事会で発議し、理事会で議決して総会に報告する。

細則の改廃は常任理事会で議決し、理事会に報告する。

(附 則)

この規程は、平成20年 5月11日から施行する。